

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

平成 29 年(2017 年)12 月 15 日

湖南省監査委員 渡邊悦夫
同 望月卓

随時監査結果

(公の施設指定管理)

第 1 監査の概要

1) 監査の実施日

- ・平成 29 年 10 月 25 日

2) 監査対象

- ・建設経済部 産業振興戦略局 商工観光労政課（湖南省共同福祉施設）
- ・建設経済部 産業振興戦略局 産業立地企画室（湖南省市民産業交流促進施設）

第 2 監査の方法及び着眼点

監査の実施にあたり、担当課が所管する諸施設の中で、指定管理者制度に基づく基本協定書及び単年度協定を締結して指定管理料（一部除く）により管理運営している施設から対象を抽出して、随時監査資料（指定管理者監査）様式に基づき作成し必要資料の写し等を添付し提出を求めた書類により担当課職員から説明を聴き取り、公の施設管理業務がそれぞれの「指定管理者業務仕様書」及び「管理運営に関する基本協定書」に基づき業務が遂行できているか監査を行った。市民産業交流促進施設（ここぴあ）については現地踏査も行った。

第3 監査の結果

監査の着眼点に留意し調査を行ったところ、「指定管理者業務仕様書」及び「管理運営に関する基本協定書」により施設管理、書類の作成提出等適切に処理されており、指定管理業務について適正であったと認められる。

一部注意すべき点があったので、下記に記述する。

市民産業交流促進施設（ここぴあ）において、AEDが適正に設置はされているが、日常管理について、一部実施がされておらず、書式に基づいて適正に管理されたい。